

資料編

第5期美幌町総合計画の策定経過

<平成16年度>

- H16.10.29 第5期美幌町総合計画策定要綱制定（政策会議）
- H16.12.6 総合計画策定プロジェクトチーム係長職推薦依頼・係職公募
- H17.1.17 第1回総合計画策定幹事会
- H17.1.24 第1回総合計画策定部会
- H17.1.25 第1回総合計画策定プロジェクトチーム
- H17.1.27 第2回総合計画策定部会
- H17.2.4 まちづくり町民アンケート調査発送（2,000人）
- " 総合計画策定町民会議委員公募
- H17.2.10 第3回総合計画策定幹事会
- H17.3.15 第4回総合計画策定幹事会
- " まちづくり町民アンケート調査結果中間報告
- H17.3.30 まちづくり町民アンケート調査集計結果報告

<平成17年度>

- H17.4.4 第5回総合計画策定幹事会
- " 第1回総合計画策定町民会議
- H17.4.12 第6回総合計画策定幹事会
- H17.4.19 第1回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- H17.4.20 総合計画策定プロジェクトチーム第1回総務部会
- H17.4.21 総合計画策定プロジェクトチーム第1回教育文化部会
- H17.4.22 総合計画策定プロジェクトチーム第1回生活福祉部会
- " 第2回総合計画策定町民会議
- H17.4.25 総合計画策定プロジェクトチーム第1回産業経済部会
- H17.4.26 総合計画策定プロジェクトチーム第1回都市整備部会
- " 第3回総合計画策定町民会議
- H17.4.27 総合計画策定プロジェクトチーム第2回総務部会
- H17.4.28 第1回美幌町総合計画審議会
- " 第7回総合計画策定幹事会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第2回生活福祉部会
- H17.5.10 総合計画策定プロジェクトチーム第3回生活福祉部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第2回都市整備部会
- " 第2回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- " 第4回総合計画策定町民会議
- H17.5.12 総合計画策定プロジェクトチーム第2回教育文化部会
- " まちづくり町民アンケート調査最終結果報告
- H17.5.13 総合計画策定プロジェクトチーム第3回総務部会
- H17.5.16 総合計画策定プロジェクトチーム第2回産業経済部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第4回生活福祉部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第3回都市整備部会
- " 第3回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- " 第5回総合計画策定町民会議
- H17.5.19 総合計画策定プロジェクトチーム第3回産業経済部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第3回教育文化部会
- H17.5.20 第8回総合計画策定幹事会
- H17.5.23 総合計画策定プロジェクトチーム第4回都市整備部会
- H17.5.24 総合計画策定プロジェクトチーム第5回生活福祉部会
- " 第4回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- " 第6回総合計画策定町民会議
- H17.5.25 総合計画策定プロジェクトチーム第4回総務部会
- H17.5.26 第9回総合計画策定幹事会

H17. 5.27 総合計画策定プロジェクトチーム第4回教育文化部会
 H17. 5.30 総合計画策定プロジェクトチーム第6回生活福祉部会
 " 総合計画策定町民会議第1回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 5.31 総合計画策定町民会議第1回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6. 1 総合計画策定町民会議第1回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6. 4 総合計画策定町民会議第2回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6. 6 総合計画策定町民会議第2回教育・文化・総務(第2)部会
 " 総合計画策定町民会議第3回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6. 8 総合計画策定町民会議第2回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6.13 総合計画策定町民会議第3回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 6.15 総合計画策定町民会議第3回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6.16 総合計画策定町民会議第4回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 6.20 総合計画策定町民会議第4回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6.22 総合計画策定町民会議第4回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6.27 第10回総合計画策定幹事会
 " 第5回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第7回総合計画策定町民会議
 H17. 6.29 総合計画策定町民会議第5回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 7. 4 総合計画策定町民会議第5回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 7. 6 総合計画策定町民会議第6回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 7.11 第6回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第8回総合計画策定町民会議
 H17. 7.12 総合計画策定部会第1回総務部会
 H17. 7.13 総合計画策定部会第1回生活福祉部会
 H17. 7.14 総合計画策定部会第1回産業経済部会
 " 総合計画策定部会第1回都市整備部会
 " 総合計画策定町民会議第7回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 " 総合計画策定町民会議第5回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 7.15 総合計画策定部会第1回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第2回総務部会
 H17. 7.19 第11回総合計画策定幹事会
 H17. 7.20 第7回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第9回総合計画策定町民会議
 H17. 7.21 総合計画策定部会第3回総務部会
 H17. 7.22 総合計画策定部会第2回産業経済部会
 H17. 7.25 総合計画策定部会第2回生活福祉部会
 " 総合計画策定部会第2回都市整備部会
 " 総合計画策定部会第4回総務部会
 " 総合計画策定町民会議第6回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 7.27 総合計画策定町民会議第6回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 7.28 総合計画策定部会第2回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第5回総務部会
 H17. 7.29 第12回総合計画幹事会
 H17. 8. 3 総合計画策定部会第3回生活福祉部会
 " 総合計画策定部会第3回都市整備部会
 " 第8回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第10回総合計画策定町民会議
 H17. 8. 5 総合計画策定部会第6回総務部会
 H17. 8. 8 総合計画策定部会第3回教育文化部会
 " 総合計画策定町民会議第7回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 8. 9 総合計画策定部会第4回教育文化部会
 H17. 8.23 総合計画策定町民会議第7回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 8.26 第13回総合計画策定幹事会
 " 総合計画策定町民会議第8回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 8.29 総合計画策定町民会議第8回教育・文化・総務(第2)部会
 " 総合計画策定町民会議第8回生活・福祉・環境(第3)部会

H17. 8.31 総合計画策定町民会議第9回産業・経済・都市基盤（第1）部会
 H17. 9. 2 第9回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第11回総合計画策定町民会議
 H17. 9.20 総合計画策定部会第5回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第7回総務部会
 H17. 9.21 総合計画策定部会第3回産業経済部会
 " 総合計画策定部会第4回生活福祉部会
 " 総合計画策定部会第4回都市整備部会
 H17. 9.22 第2回総合計画審議会
 " 第14回総合計画策定幹事会
 H17.10. 5 第10回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第12回総合計画策定町民会議
 H17.10.11 総合計画策定部会第5回生活福祉部会
 " 第13回総合計画策定町民会議
 " 総合計画策定町民会議第10回産業・経済・都市基盤（第1）部会
 H17.10.12 総合計画策定部会第6回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第8回総務部会
 H17.10.13 第15回総合計画策定幹事会
 H17.10.14 総合計画策定町民会議第9回教育・文化・総務（第2）部会
 " 総合計画策定町民会議第9回生活・福祉・環境（第3）部会
 H17.10.18 第16回総合計画策定幹事会
 " 総合計画策定町民会議第11回産業・経済・都市基盤（第1）部会
 " 総合計画策定町民会議第10回生活・福祉・環境（第3）部会
 H17.10.19 第3回総合計画審議会
 H17.10.20 第11回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第14回総合計画策定町民会議
 H17.10.24 総合計画審議会第1回産業経済部会
 " 総合計画審議会第1回生活福祉部会
 " 総合計画審議会第1回都市整備部会
 " 総合計画審議会第1回教育文化部会
 " 総合計画審議会第1回総務部会
 H17.10.25 総合計画審議会第2回産業経済部会
 H17.10.26 第17回総合計画策定幹事会
 H17.10.29 総合計画審議会第2回都市整備部会
 " 総合計画審議会第2回総務部会
 H17.10.31 総合計画審議会第2回生活福祉部会
 H17.11. 4 総合計画審議会第1回正副会長・部会長会議
 H17.11. 7 第4回総合計画審議会
 H17.11.14 第18回総合計画策定幹事会
 H17.11.15 第5回総合計画審議会
 H17.11.22 第15回総合計画策定町民会議
 H17.11.25 第19回総合計画策定幹事会
 " 総合計画審議会第2回正副会長・部会長会議
 " 第6回総合計画審議会
 H17.12.13 第5期美幌町総合計画基本構想（案）議会上程（委員会付託）
 H17.12.14 第1回総合計画審査特別委員会
 H17.12.26 第2回総合計画審査特別委員会
 H18. 1.11 第3回総合計画審査特別委員会
 H18. 1.17 第4回総合計画審査特別委員会
 H18. 1.18 第19回総合計画策定幹事会
 H18. 2. 1 第20回総合計画策定幹事会
 H18. 2.13 第5回総合計画審査特別委員会
 H18. 2.14 第6回総合計画審査特別委員会
 H18. 2.28 第7回総合計画審査特別委員会
 H18. 3. 8 第5期美幌町総合計画基本構想議会議決（特別委員会報告）

美幌町総合計画審議会条例

(昭和 39 年 10 月 6 日 美幌町条例第 51 号)
改正 昭和 59 年 6 月 30 日 美幌町条例第 9 号

(設置及び目的)

第 1 条 本町の資源を最高度に利用して、生産力の基盤を整備強化し、産業の振興を図るとともに、社会文化等に関する施策を総合的見地から計画樹立し、その完遂を期するため、美幌町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画につき審議し、又は意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内をもつて組織する。ただし、特別の事項を調査、審議するため、必要があるときは臨時の委員をおくことができる。

2 委員及び臨時の委員は、学識経験者の中から、町長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

4 臨時の委員は、当該事項の調査、審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時の委員のそれぞれが、半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長をおき、部会委員の互選による。

3 専門部会の議事の定足数及び表決数については、第 5 条の規定を準用する。

(参与)

第 7 条 審議会に参与をおく。

2 参与は、町長が任命、又は委嘱する。

3 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例(昭和 31 年美幌町条例第 15 号)の一部を、次のように改正する。

別表第 1 中「青少年問題協議会委員 800 円」の次に、次の欄を加える。

「総合計画審議会委員 800 円」

附 則(昭和 59 年 6 月 30 日美幌町条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

美幌町総合計画審議会条例施行規則

	(昭和 39 年 10 月 10 日	美幌町規則第 14 号)
改正	昭和 44 年 9 月 1 日	美幌町規則第 8 号
	昭和 50 年 9 月 5 日	美幌町規則第 18 号
	昭和 59 年 6 月 1 日	美幌町規則第 9 号
	平成 6 年 11 月 11 日	美幌町規則第 20 号
	平成 9 年 4 月 1 日	美幌町規則第 21 号
	平成 14 年 4 月 1 日	美幌町規則第 9 号
	平成 18 年 3 月 29 日	美幌町規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、美幌町総合計画審議会条例（昭和 39 年美幌町条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、美幌町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営並びに事務処理に関する事項を定めることを目的とする。

(専門部会の設置)

第 2 条 専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 部会 産業経済部会
- (2) 第 2 部会 生活福祉部会
- (3) 第 3 部会 都市整備部会
- (4) 第 4 部会 教育文化部会
- (5) 第 5 部会 総務部会

(副部会長)

第 3 条 専門部会に副部会長をおき、部会委員の互選による。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 4 条 会議の招集は、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議の事項を示して、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(経過報告等)

第 5 条 会長は、調査審議に係る経過を記録し、町長に対する報告又は意見は、文書により行うものとする。

2 前項の規定は、専門部会における記録の作成並びに審議会に対して行う報告について準用する。

(意見の陳述)

第 6 条 部会長は、その所管する事項につき必要があるときは、他の専門部会に出席して意見を述べることができる。

(合同専門部会)

第 7 条 会長は、必要により 2 以上の専門部会をもって、臨時に合同専門部会を設けることができる。

2 合同専門部会に議長をおき、関係部会長の協議により定める。

3 合同専門部会の議事の定足数及び表決数については、専門部会の規定を準用する。

(参与)

第 8 条 参与は、おおむね次の各号に掲げる者の中から選考する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 町の職員
- (4) その他学識経験を有する者

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 9 月 1 日美幌町規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 9 月 5 日美幌町規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 1 日美幌町規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 11 月 1 日美幌町規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日美幌町規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 4 月 1 日美幌町規則第 9 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 29 日美幌町規則第 13 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

総合計画に関する諮問

平成 17 年 9 月 22 日

美幌町総合計画審議会
会 長 中 川 庄 一 様

美幌町長 大 庭 康 二

第 5 期美幌町総合計画基本構想（案）について（諮問）

美幌町の特性を活かし、新しい時代に即応した施策の基本方針を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針である、第 5 期美幌町総合計画「基本構想（案）」を別冊のとおりまとめたので諮問いたします。

総合計画に関する答申

平成 17 年 11 月 25 日

美幌町長 大 庭 康 二 様

美幌町総合計画審議会
会 長 中 川 庄 一

第 5 期美幌町総合計画基本構想（案）の答申について

平成 17 年 9 月 22 日付けで諮問のあった第 5 期美幌町総合計画案について慎重に審議の結果、妥当と認め答申いたします。

この計画は、将来像「夢はぐくむ緑の大地 びほろ」の実現に向け、まちづくりの永遠の目標である「美幌町民憲章」の精神を継承し、人口減少社会、少子高齢化、環境問題など、時代の潮流を見据えつつ、個性的で魅力あふれるまちづくりを積極的に進めるための方向が定められています。

本計画の推進にあたっては、施策に沿った事業を展開するとともに、広く町民の理解と協力を得ながら最善の努力が払われることを切に希望いたします。

基本構想についての議会の議決

議案第 8 6 号

美幌町総合計画の基本構想について

地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき、美幌町総合計画の基本構想を別冊のとおり定めるものとする。

平成 1 7 年 1 2 月 1 3 日提出

美幌町長 大 庭 康 二

美幌町総合計画審査特別委員会付託

平成 1 7 年 1 2 月 1 3 日

美幌町議会議長 杉 原 重 美

平成 1 8 年 3 月 8 日原案可決

美幌町議会議長 杉 原 重 美

総合計画策定町民会議からの提案（抜粋）

【提案１】

住民参画により行政依存体質を脱却し、住民の自治意識を高める

- ・祭り、イベントについて、実行委員会の行政依存をやめ、公費負担の公平化や祭り、イベントの見直しを
- ・公園の老朽化（危険）遊具を撤去し、緑化とベンチを中心とした地域の広場としての機能を充実、及び、これらの施設を地域で維持管理を
- ・青少年育成協議会を青少年育成活動の中心に強化すべき
- ・自治会を活性化するため、自治会内に青年部を作っては
- ・全町をあげた「ノーカー・ディ」の取り組み

【提案２】

障がい者・健常者ともに、生まれてから死ぬまで長生きを楽しめる町を実現する

- ・障がい者の理解を深めるための啓蒙を
- ・障がい者連携組織の支援と充実を図り、自立支援センターの支援を
- ・介護予防の強化に努め、あわせて認知症の地域サポート制度の整備・充実を
- ・学校教育での障がい者理解や、それを支援するコミュニティスクールの充実や活動促進を
- ・在宅で生活できる環境の整備を

【提案３】

自然環境や自然景観に配慮した持続可能な農業と関連した他産業の振興として、フロンティア・スピリット基金を創設して、起業家の支援を行う

- ・１次・２次・３次産業を連携させる事業に
- ・健康産業として流通販売のフロンティア・ショップ事業に
- ・農産物の加工販売フロンティア・ショップ事業に
- ・農業関係者と観光関係者の協働によるフロンティア・スピリット事業に

【提案４】

食育を進め、農業のイメージアップをする

- ・住民と行政が一体となった「食育プロジェクト」を立ち上げ、計画的に推進を
- ・食育に関して「朝食のすすめ」運動の実施を

【提案５】

既存施設を積極的活用し、知名度をアップする

- ・公共施設予約システムの整備と公共施設のＰＲを

【提案６】

行政の情報伝達手段を多様化する

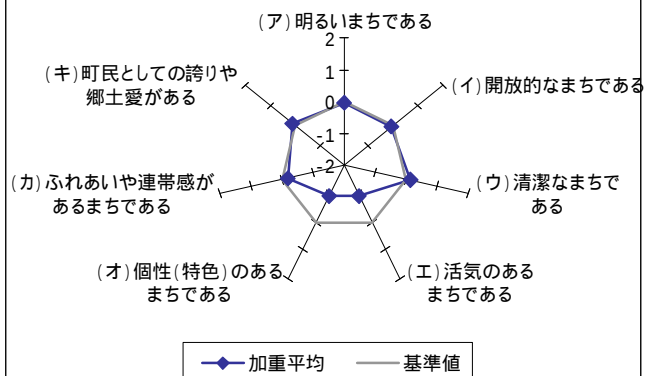
- ・行政情報を携帯電話やファクシミリなどの別な伝達媒体で

町民アンケート結果（抜粋）

- 実施期間：平成17年2月
- 対象：20歳以上で、美幌町に居住している方
- 配布数：2,000名分
- 回答数：911名分（回収率：45.6%）

あなたは、現在の美幌町をどのようなまちだと思いますか。次の各項目について、「そう思う」から「思わない」までの4つの選択肢からそれぞれ1つずつ選んで、番号に○印をつけてください。

現在の美幌町について（1つだけ選択/加重平均）

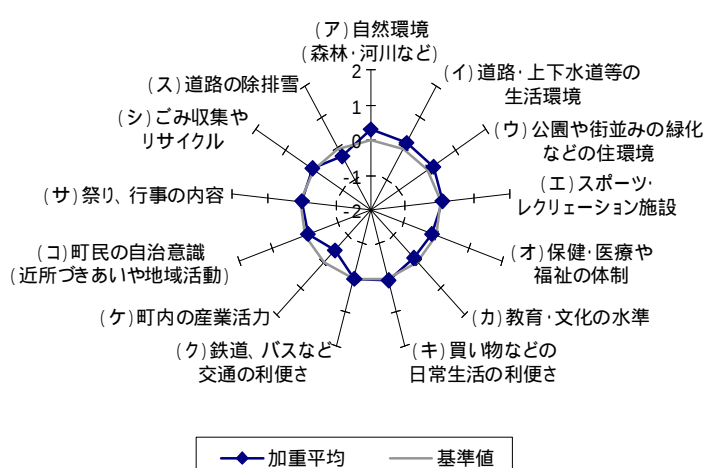


加重平均：

「そう思う」に+2、「やや思う」に+1、「さほど思わない」に-1、「思わない」に-2の加重値を与え、「無回答」を除く回答者数で平均値を算出したものです。基準値(0)より外側(プラス)だと評価が高く、内側(マイナス)だと評価が低いことになります。

あなたは、美幌町の現状についてどの程度満足していますか。次の各項目について、「良い(高い)」から「悪い(低い)」までの3つの選択肢からそれぞれ1つずつ選んで、番号に○印をつけてください。

美幌町の現状についての満足度（1つだけ選択/加重平均）

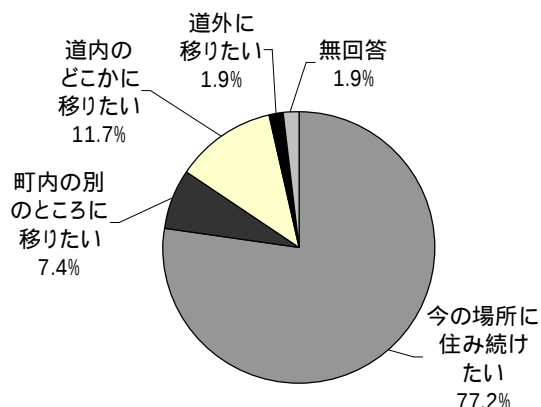


加重平均：

「良い」に+1、「普通」に0、「悪い」に-1の加重値を与え、「無回答」を除く回答者数で平均値を算出したものです。

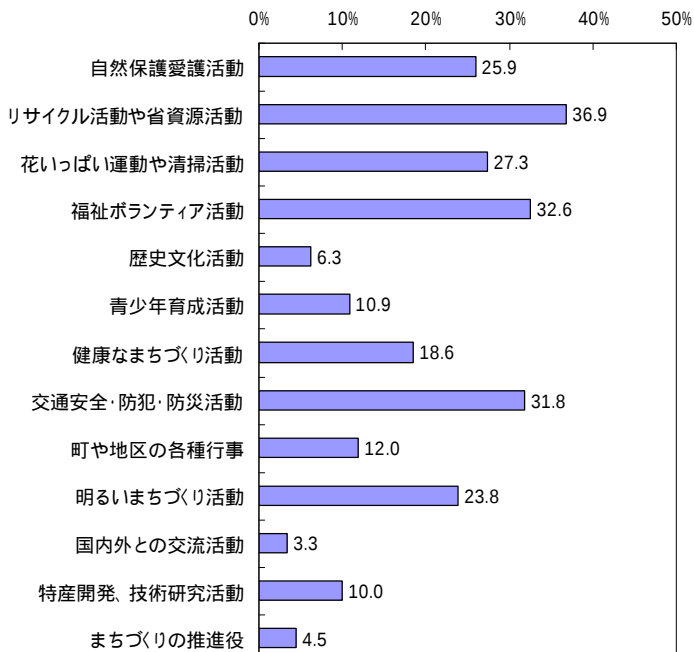
あなたは、これからも美幌町に住み続けたいと思いますか。次の中から1つだけ選んで、番号に○印をつけてください。

美幌町への定住意向（1つだけ選択）

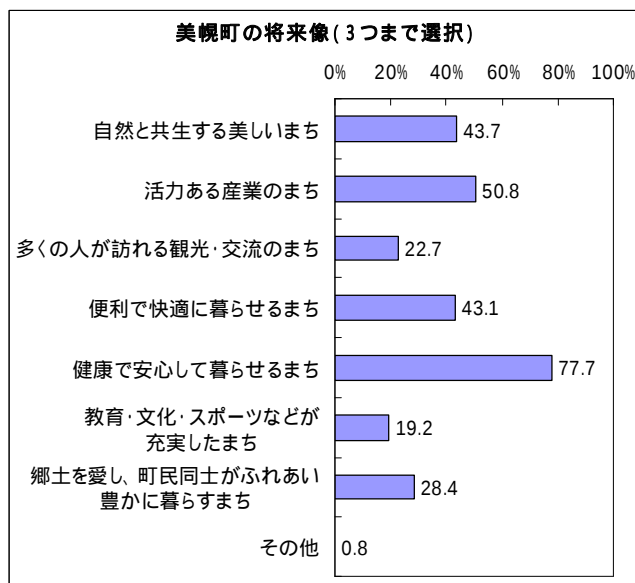


あなたは、どのような活動に参加したい(できる)と思いますか。次の中から3つまで選んで、番号に○印をつけてください。

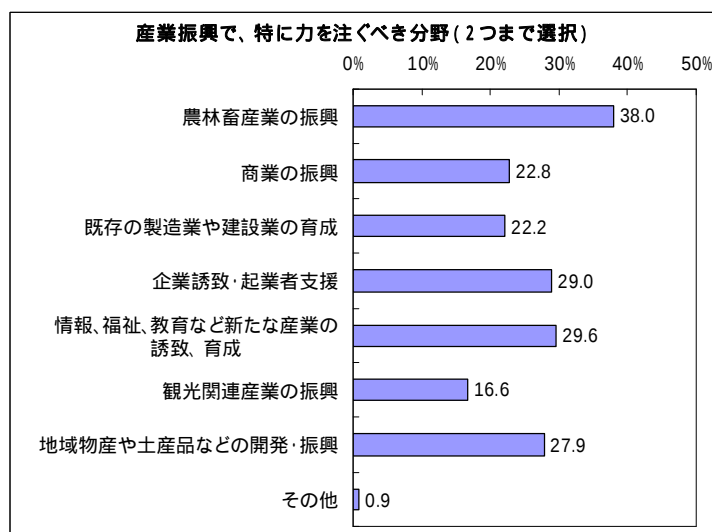
参加したい(できる)まちづくり活動（3つまで選択）



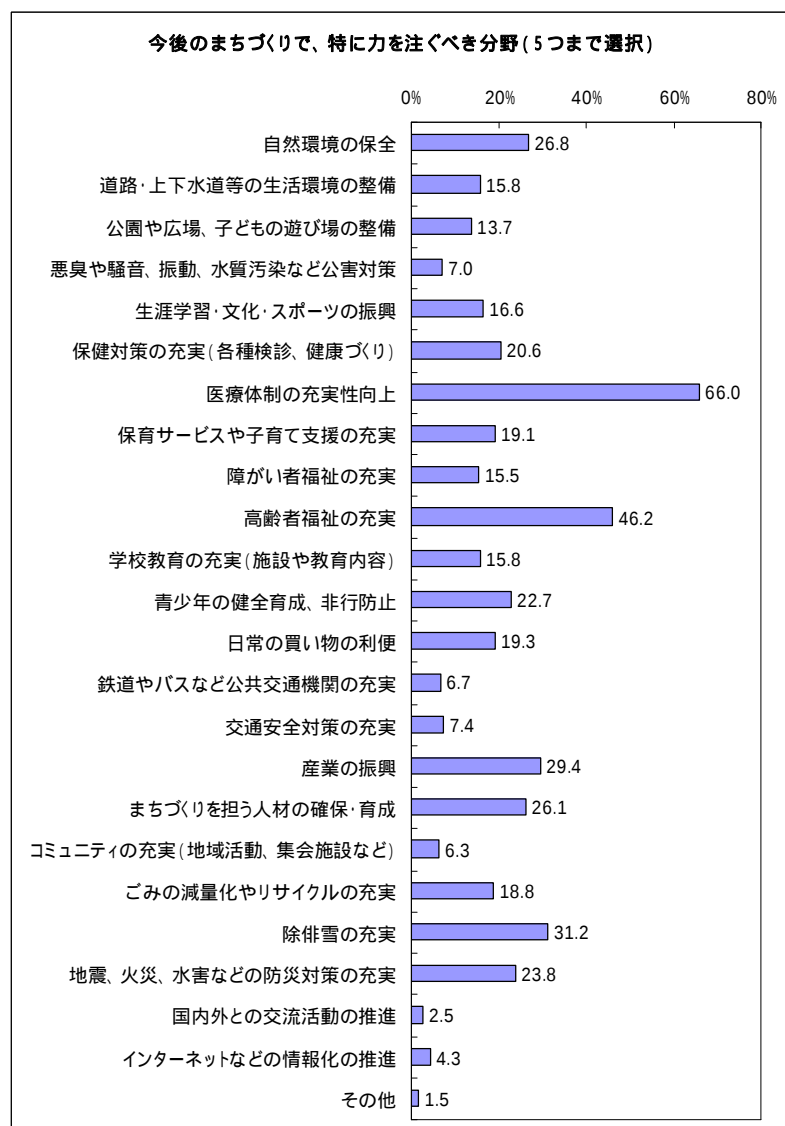
あなたは、将来の美幌町をどのようなまちにしていきたいと思いますか。次の中から3つまで選んで、番号に○印をつけてください。



美幌町の産業振興について、あなたは特にどの分野に力を注ぐべきだとお考えでしょうか。次の中から2つまで選んで、番号に○印をつけてください。



あなたは、美幌町の今後のまちづくりにおいて、特にどの分野に力を注ぐべきだとお考えでしょうか。次の中から5つまで選んで、番号に○印をつけてください。



あなたは、美幌町の観光・交流の振興にむけてどのようなことが重要とお考えでしょうか。次の中から3つまで選んで、番号に○印をつけてください。

